

# 介護保険と 確定申告

■介護保険のサービス利用料は確定申告で医療費控除の対象となります場合があります

【居宅サービスに係る医療費控除】

介護保険の医療系居宅サービス(次の①～⑤)の利用料は医療費控除の対象となります。

- ①訪問看護
- ②訪問リハビリテーション
- ③居宅療養管理指導
- ④通所リハビリテーション
- ⑤短期入所療養介護

居宅介護支援事業所等が作成した居宅サービス計画に基づいて、以下の⑥～⑨のサービスを利用している場合も医療費控除の対象となります。

- ⑥訪問介護(生活援助中心型を除く)
- ⑦訪問入浴介護
- ⑧通所介護(食費を除く)
- ⑨短期入所生活介護(食費・滞在費を除く)

対象となる費用の額 居宅サービス費に係る自己負担額(介護保険給付

の対象となるものに係る自己負担額に限りま)

【施設サービスに係る医療費控除】

次の⑩⑪の施設介護サービスの自己負担額(1割)と、食費・居住費の合計額が医療費控除の対象となります。

また、⑫の施設介護サービスに対する自己負担額(1割)と、食費・居住費の合計額の2分の1が医療費控除の対象となります。

- ⑩介護老人保健施設
- ⑪介護療養型医療施設
- ⑫介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

【注意】介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収証を交付することになっています。

条件に該当しても医療費控除額の記載の無い領収証については、対象となりません。

※高額介護サービス費の支給を受けている場合は、その高額介護サービス費(介護老人福祉施設については高額介護サービス費の2分の1に相当する金額)を医療費等の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることとなります。

■介護保険料は社会保険料控除の対象になります

介護保険料は健康保険や年金の掛金と同様に社会保険料控除の対象になります。確定申告の際に社会保険料控除欄に記入してください。

特別徴収の方は、日本年金機構(旧社会保険庁)からの公的年金等の源泉徴収票(はがき)を確認してください(普通徴収の方は、介護福祉課介護保険係へお問い合わせください)。

■おむつ代の医療費控除について

おむつの使用が必要な方で、寝たきり状態にある方や尿失禁の可能性がある方は、おむつ代が医療費控除の対象になります。ただし、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。要介護(要支援)の状態にあり、医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、「おむつ使用証明書」の代わりに「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」でも医療費控除の申請ができます。この確認書は介護福祉課介護保険係で発行します。

問合せ 介護福祉課介護保険係 ☎551・1764

ご存じですか?  
高齢者の「障害者控除」  
身体障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、65歳以上で寝たきりなど一定の要件に該当する方には、障害者控除対象者認定書を発行します。  
所得税や住民税の申告の際に添付することで、本人またはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けられます。

申請方法 印鑑を持参して市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係へ。  
問合せ 介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751  
健康づくり講演会「あなたの食事で人生が変わる！」  
毎日の食事で健康になろう！～食生活を大事にしていますか？～  
健康な体を支える柱の一場所 商工会館3階 定員150人(申込み不要)

「食事」は毎日の積み重ねが大切です。簡単・便利・豊かな食生活を送っている今こそあなたの食生活を見直してみませんか?  
健康で充実した毎日を送れるよう、管理栄養士が食の大切さについてわかりやすくお伝えします。  
日時 1月21日(土)午後1時30分～3時  
場所 商工会館3階 定員150人(申込み不要)

講師 奥山みさ子氏(管理栄養士)  
内容 ▼わかりやすい食事の話 ▼いつもの食事にもう一手間のワンポイントアドバイス ▼実際に食べてみよう(試食)  
主催 福生市・健康づくり推進の会  
問合せ 保健センター ☎552・0061

切さを実感していくにはどうしたら良いのか。またそのような活動を支える運営費をどう確保し、活用していくかを学ぶ講座です。  
日時 2月19日(日)・26日(日)午後2時～4時(全2回)  
場所 輝き市民サポートセンター  
定員 先着20人  
内容 【ステップ1】他団体の活動に参加すると、いろいろな気づきがあり、関心や活動に広がりが出てきます。社会に関心を持った公益性のある活動に変化させることや、他の活動団体と協力していくには、どのような工夫や意識が必要となるかをワークショップを通して考えます。  
【ステップ2】事業を企画し、市民に知らせ、実施するためにどのような準備や工夫が必要となるでしょうか。活動を支える資金をどうしたら良いのか。会費、助成金、寄付、また提供された場所、備品等をどのように活かすかを学びます。

講師 塚明美氏(特定非営利活動法人藤沢市市民活動推進連絡会理事・事務局長)  
申込み 1月17日(火)から電話またはファックス、輝き市民サポートセンターホームページ (http://kagayaki-city.fussa.tokyo.jp/)の問合せフォームからお申し込みください。  
問合せ 輝き市民サポートセンター ☎551・0166 (FAX 同)

平成23年度赤い羽根共同募金地区別内訳表 (単位:円)

団体名	募金額	団体名	募金額
福生熊川住宅自治会	68,950	本町第二町会	35,000
南町会	82,213	本町第三町会	21,500
内出町会	89,700	本町中央町会	32,000
武蔵野町会	93,750	本町第六町会	45,600
福東町会	104,020	本町第七町会	138,300
鍋ヶ谷戸第一町会	145,060	本町第八第一町内会	138,750
鍋ヶ谷戸第二町会	177,700	本町第八第二町内会	106,000
玉川台町会	46,200	武蔵野台一丁目町会	91,710
富士見台町会	52,051	加美平団地自治会	39,600
福栄町会	31,000	永田町会	102,600
熊川牛浜町会	139,566	長沢町会	88,150
福生団地自治会	38,600	加美第一町会	53,600
南田園一丁目町会	81,650	加美第二町会	143,000
南田園二丁目町会	74,100	市公共施設等窓口	4,161
南田園三丁目町会	62,201	市役所及び社会福祉協議会職員	54,579
牛浜第一町会	63,700	ボーイスカウト福生第1団	29,040
牛浜第二町会	113,000	ボーイスカウト福生第2団	17,834
原ヶ谷戸町会	161,989	ガールスカウト福生第191団	14,428
志茂第一町会	147,300	東京福生中央ロータリークラブ	29,220
志茂第二町会	183,800		
本町第一町会	46,400		
募金総額 3,188,022円			

問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎551・1735

赤い羽根共同募金にご協力ありがとうございました  
左表のとおり、たくさんの募金が寄せられました。この募金は高齢者施設、保育所、心身障害者施設、各種民間社会福祉施設の整備、在宅福祉サービスなど地域福祉の推進を図るために使われます。ご協力ありがとうございました。

## 児童館で遊ぼう1月(その2)

田園児童館 ☎552・3133

- ◆よちよちすくすくひろば「みんなでおいわいしよう」24日(火)午前10時～正午 対象 0,1歳児と保護者 ※12月、1月生まれのお誕生会をします。
- ◆余暇活動ひろば G O G O クラブ「ダンボールであそぼう」25日(水)午後3時～4時30分 対象 特別支援学校・学級の親子
- ◆豆まき 2月1日(木)午後3時30分～4時30分 対象 幼児以上(幼児は保護者同伴) 当日直接来てください。

武蔵野台児童館 ☎553・8822

- ◆高校生 time 「青春☆ナイトシアター」20日(金)午後6時30分～8時30分 対象 高校生または相当年齢の方 ※青春映画を見て感想を語り合います。時間内で自由に来てください。
- ◆のびのびひろば 24日(火)午前10時～正午 対象 0,1歳児と保護者 ※お母さん同士の交流の場です。体操や手遊びもあります。時間内で自由に遊びに来てください。
- ◆豆まき大会 2月1日(木)【午前の部】午前11時～11時30分 【午後の部】午後3時30分～4時30分 対象 幼児以上(幼児は保護者同伴) ※午前の部は幼児と保護者のみが対象です。持ち物 うわばき ※節分のおはなしや紙しばいもあります。当日直接来てください。

保護者同伴) ※午前の部は幼児と保護者のみが対象です。持ち物 うわばき ※節分のおはなしや紙しばいもあります。当日直接来てください。

◆遊具開放デー 2月2日(木)午前10時30分～正午 対象 1歳6か月以上の幼児と保護者 ※大型遊具で自由に遊べます。体操、おはなしもあります。時間内で自由に来てください。

熊川児童館 ☎539・1515

- ◆くまさんひろば「くまさんの鬼ごっこ」24日(火)午前10時30分～11時30分 対象 1歳6か月以上の幼児と保護者 持ち物 着替え、水筒、タオル
- ◆こぐまひろば「お絵かきをしよう」12,1月生まれのお誕生会 31日(火)午前10時～正午 対象 0,1歳児と保護者 持ち物 着替え、水筒、タオル
- ◆親子のたのしいリトミック 2月2日(木)午前10時30分～11時30分 対象 1歳6か月以上の幼児と保護者 持ち物 着替え、水筒、タオル
- ◆豆まき 2月3日(金)午後3時～3時30分 対象 幼児以上(幼児は保護者同伴) ※午後2時30分～3時の間に直接児童館へ。 ※小学生対象の事業は児童館ホームページ (http://www.fussa-jidoukan.net/) をご覧ください。

「ご近所で手を取り合って助け合い」町会・自治会に加入しましょう